

事件番号 平成21年(ワ)ホ1800号

2009年 月 日

## 陳述書

千葉地方裁判所

刑事第1部 御中

被告人

### 住所

始めに許可を求める必要がないかもしれませんが、当裁判に於ける法廷での録音機の使用を求めます。裁判は公開が原則です。公平公正な裁判を受ける為には必要です。裁判所が口頭弁論調書を改竄したり、録音記録の請求を拒否している現状を聞けば、私用の録音機の使用は必要です。

起訴された現在、起訴する資料が揃った状態である筈であるから、裁判はそれを見極める作業であります。録音機の使用は有益でこそあれ、不利益はありません。

仮に捜査上問題があると検察が主張するなら、それは起訴理由が揃っていない状態で起訴したのであり、明らかに見切り発車です。許される事ではありません。私用録音機の使用を求めます。

この裁判は告訴人の千葉興行銀行が名誉毀損を主張出来るか否かの裁判です。名誉とは何かを考えて下さい。名誉という言葉の意味を考えて下さい。私は千葉興銀の名誉を毀損して居りません。(株)千葉興業銀行が自らの名誉を毀損させたのです。千葉興銀は信用を失った事と名誉を毀損された事を取り違えています。どのような名誉を毀損されたのか、具体的に説明して下さい。

千葉興行銀行が法令違反の事務を行い、自らが自らの名誉を汚し傷つけ壊して置きながら、それらの事実を指摘して、被害者が、その被害額の返還を求める発言をした事が名誉毀損になるのですか？しかも、私の行動は千葉興銀の犯罪を阻止する効果が充分にあります。防犯活動でもあります。名誉毀損の訴えを認めると、千葉興銀の犯罪を増長させる事になります。

私達は千葉西警察と千葉地検、最高検に千葉興銀を告訴してきました。全部黙殺、握り潰されました。ここに来て、起訴状の`公訴事実`に私の発言が「事実を摘示し...」と千葉興銀の犯罪事実を認めています。これまで警察と検察は千葉興銀の犯罪を知らず、時効を成立させていたのです。警察と検察は千葉興銀の犯罪を助けていたのです。警察と検察こそ断罪されなければなりません。

千葉興銀は関連する「裁判で勝訴しているから正当性がある」と主張しています。裁判そのものが多くの国民から信頼を失っています。それは裁判員制度の導入にあたり、最高裁長官のコメントでも述べられています。「国民に裁判員として参加して貰い、裁判所に対する理解を深めて貰い、裁判に対する国民の信頼を回復する為に導入した。」としております。この事件の裁判でも千葉興銀の犯罪が認められる多くの証拠と証言がありながら、千葉興銀を`勝訴` `或は` `賠償責任は無い`としたものばかりです。裁判が国民の信頼を失っては国の統制は取れません。総理大臣から認可されて営業している千葉興銀に違法行為があつて良い筈がありません。

この点を踏まえて、公平、公正な裁判を行って下さい。この度の起訴では、警察と検察は私の発言内容が事実である事を認め、千葉興銀の犯罪を認めています。

千葉興銀が正当性の根拠にしている千葉地裁、東京高裁、最高裁の判決が出鱈目である事を警察と検察が認めた事になります。この大きな矛盾を裁判所がどのように裁くのか注目します。

ここで出鱈目判決が横行している実態と原因をわかり易く説明します。現在、日本には約3,400人の裁判官が居ます。それに対して1年間に発生する裁判件数は約300万件あります。この数値は裁判所で確かめる事が出来ます。1人の裁判官が1年間に1,000件近くの裁判を消化している事になります。裁判は簡単な仕事ではありません。簡単な裁判でも1日は掛かります。永いものでは10年も掛かります。仮に1件が1日で片付いたとしても1,000件を消化するには1,000日が必要です。しかし、1年は365日、その内、土、日、祝日、休暇を差引くと仕事をする日は200日ぐらいしかありません。200日で1,000件を消化するには1日5件片付けなければなりません。1日1件しか出来ない仕事を5件は出来ません。それでも消化しなければならなくなると、手を抜くしかありません。そこで裁判官は事実を見極めず、調べもせず、審理しない法廷を形ばかり開いて、やっているように見せかけ、結審し、判決します。判決を書くだけでも1日5件は大変です。そこで裁判官は判決を書記官や勝たせる側の弁護士に書かせます。だから裁判官は判決に対して説明責任があるにも拘わらず質問には一切答えません。自分で書いたものでないから質問に答えられません。答えていたら出鱈目判決である事がバレてしまいます。仕方なく私達は書記官に説明を求めると、返事はいつも同じです。「判決文の通りです。良く読んで考えて下さい。解らない事があったら弁護士に相談して下さい。裁判所では説明致しません、判決に不服があったら控訴して下さい。」と言うだけで相手にされません。執拗に説明を求めると「仕事の邪魔だ」と引き摺り出されてしまいます。

弁護士に相談するには料金が必要ですし「不服があったら控訴しろ」と言われますが、判決そのものに理解出来ないところが多くあるのに控訴出来ません。控訴費用も掛かります。結局、控訴費用の都合がつかず、出鱈目判決に泣き寝入りするしかないのです。弱者を敗訴させて裁判を早く消化させる手段にしています。裁判官は鬼のような人が沢山います。裁判件数から考えて裁判官の数が少な過ぎます。これでは事実を見極める余裕がありません。裁判官は増やさなければなりません。

裁判官の人事権は最高裁が握っています。最高裁が無理なく、公平、公正な裁判が出来るように裁判官の人数を調整しなければなりません。この異常を放置しているのが最高裁です。最高裁は一番大事な職務を果していません。

「国民の裁判に対する信頼が失われている」とコメントして置きながら、その原因が最高裁にある事を知らばくれています。裁判官は最高裁の人事評価を高める為に出鱈目判決を「せつせと」積み重ね裁判件数を消化しています。裁判官は出鱈目判決すればするほど、人事評価が上がり立身出世が早いのです。諸悪の根源は最高裁です。

出鱈目判決ばかりする裁判所や裁判官は要りません。出鱈目判決で勝訴した事を根拠に、悪い事をした者が正当性を主張する現状は法律というルールが無い社会と同じです。世の中が混乱します。世の中を良くする為に税金を使っている裁判所が、世の中を悪くしているのなら、裁判所は要りません。

起訴状に添付されている「公訴事実」には、その序文に「名誉毀損を企てようとして...」と記されています。

私の目的は名誉毀損させる事ではありません。千葉興銀の違法業務に依って強奪された被害額の返還を求めたものです。

それは千葉興銀が提出した「私の発言テープレコード」を聞いても判断出来ます。

又、公訴事実の末尾近くに「公然と事実を摘示して、同銀行の名誉を毀損したものである。」と記されています。

「事実を摘示して...」と私の発言は事実にもとずいたものである事が認められています。しかもそれは千葉興銀の犯罪事実です。千葉興銀の「違法行為に依って強奪された被害金額を返してくれ」と発言しています。何故これが名誉毀損になるのでしょうか？千葉興銀の違法行為に対して、私達は何回も告訴して来ました。警察と検察が私達の告訴に対して、その責任を果していれば、私達は今回の行動をする必要が無かったのです。これは警察、検察の犯罪です。警察と検察のこのような犯罪を多数聞き、私も何回も体験しています。

私の発言内容は千葉興銀の犯罪を言ったものです。誹謗中傷したもののでも違法性の無い事をおもしろ、おかしく言ったものでもありません。違法行為を指摘して名誉毀損に問われるなら、誰も犯罪を告発する事が出来なくなります。警察に被害届が出せなくなります。千葉興銀は内閣総理大臣に認可されて営業している公共性の高い企業です。自らの違法行為で、自らの名誉を汚し、傷付け、破壊した千葉興銀が名誉毀損されたとして訴える資格がありますか？認可した総理大臣にお尋ねします。『人間は過ちを犯す動物だ』と言われています。過ちは指摘されたら改めなければなりません。改める事が『うっかり過ち』であった事の証です。改めず言い逃れを続ける事は信用を失います。千葉興銀の将来を暗じます。速やかに被害額を返して下さい。

最後に名誉とは社会に貢献した者が受ける勲章です。罪を犯し、その償いもせず、社会に多大な迷惑を掛け続ける千葉興銀に名誉はありません。

犯罪者である千葉興銀の言う事を一方的に受け入れ、考えもせず、私を起訴した警察と検察にはあきれのばかりです。この事でも警察、検察、千葉興銀に癒着がある事が確信出来ます。日本の役所はどこも与えられた役目を果しておりません。どこも腐り切っています。「警察、検察お前もか！！」という思いが強く致します。この度の私の起訴は言論の自由を奪うものであり憲法違反です。

以上